

請願理由

私たちは公共の種苗事業のおかげで、米をはじめとする優良な農作物を安価で安定的に入手できていました。しかし、その根拠法であった種子法が 2018 年に廃止されました。ほぼ同時に、農業競争力強化支援法が作られ、国や都道府県が持つ種苗の知見を民間企業へ積極的に提供しなさいと定められました。農水省事務次官は通知を出して、都道府県は民間企業の参入が進むまで種苗事業を続け、民間企業に、種苗事業のノウハウを渡すことを求めています。これから先、公共の種苗事業は民間企業へ移行されていきます。

種苗法が改正され、登録品種の自家増殖が禁止になると、農家は許諾料を払って自家増殖をするか、種苗を購入しなければいけません。農水省が説明する安価な許諾料は、公共に種苗の権利がある場合に限りです。許諾の可否や許諾料は、種苗の権利者が設定します。この先、民間企業へ種苗の権利が移行されると、許諾料が安価な保証はなく、利益を求める民間企業は許諾を与えないケースも増えると予測されます。

民間企業の種苗価格は高額で、米の種苗価格は公共の 2～10 倍します。農水省の検討会に出席した茨城県の米専業農家は、自家増殖を中心に米を生産しています。登録品種の自家増殖が禁止になり、許諾がなされず種苗を購入となれば、毎年 500 万円の負担増です。民間企業から購入の場合は、毎年 1,000 万円～5,000 万円の負担増になります。

さらに問題なのが、農業競争力強化支援法で、国や都道府県の種苗に関する知見が提供される民間企業には、海外企業も含まれると国会で答弁がされていることです。海外企業に日本の種苗が譲渡されると海外で合法的に栽培できてしまいますし、日本の農家は海外企業にお金を払い、日本人の税金で作られた種苗を入手する事態になってしまいます。世界の種苗市場は、アメリカ、ドイツ、中国の遺伝子組み換え企業が 4 社で 7 割を独占しています。外国法人の日本での品種登録は年々増加しており、2017 年に新品種登録をした 36% は外国法人です。

全国では種苗法改正が農家に与える影響を懸念し、50 以上の地方議会から種苗法改正の慎重審議や審議の取りやめを求める意見書が提出されています。

農家の負担が増え、農産物の価格が上がれば、消費者である文京区民も影響を受けます。離農が進めば、より海外に食料を依存する事態となってしまいます。また、遺伝子組み換え企業の種苗は、農薬と化学肥料のセット販売で、人体や環境へ与える影響も懸念されます。

以上のような観点から、下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 農家の経営を圧迫し、食料自給率の低下を招き、国民の食料の安定的な確保に支障をきたす恐れのある種苗法改正は、見直しをするように国に要望書を提出してください。